（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百二条」に、「第百六十一条」を「第百六十条」に改める。

別表第四号中「金融サービスの提供に関する法律第百二条」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条」に改める。

第二十二条　特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十一号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第九十五条第一項」を「第百五十二条第一項」に改め、同条第二項第三十三号中「金融サービスの提供に関する法律第六章」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四章」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第二十三条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十一号を同項第四十四号とし、同項第四十号を同項第四十三号とし、同項第三十九号を同項第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。第十一条第一項第十二号において同じ。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

第三条第一項第三十八号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十七号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十五号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十四号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十三号中「第十一条第一項第九号」を「第十一条第一項第十一号」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十一号を同項第三十三号とし、同項第三十号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

三十　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第三条第二項中「前項第三十三号及び第三十四号」を「前項第三十五号及び第三十六号」に改め、同項第一号中「前項第三十六号イ」を「前項第三十八号イ」に改め、同条第三項中「同項第二十九号」を「同項第三十一号」に、「同項第三十四号、第三十六号」を「同項第三十六号、第三十八号」に改める。

第十一条第一項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

第十一条第一項第八号を同項第十号とし、同項第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

六　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第十一条第二項中「同項第五号」を「同項第七号」に改める。

第十二条第一項第四号中「第三条第一項第三十六号イ」を「第三条第一項第三十八号イ」に改め、同項第九号中「第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十六号から第三十九号まで」を「第三条第一項第三十五号、第三十六号及び第三十八号から第四十一号まで」に改め、同項第十一号中「第三条第一項第三十六号及び第三十七号」を「第三条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第二項中「第三条第一項第三十六号ト」を「第三条第一項第三十八号ト」に改める。

第十三条第一項中「第三条第一項第三十四号、第三十八号及び第三十九号」を「第三条第一項第三十六号、第四十号及び第四十一号」に、「同項第三十六号及び第三十七号」を「同項第三十八号及び第三十九号」に改める。

附則第三条第一項中「同項第三十三号及び第三十四号」を「同項第三十五号及び第三十六号」に、「同項第三十八号」を「同項第四十号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「同項第三十三号及び第三十四号」を「同項第三十五号及び第三十六号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令の一部改正）

2　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十五」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十二」に改める。

附則第三条のうち自衛隊法施行令別表第十に一号を加える改正規定中「九十」を「九十一」に改める。

附則第四条のうち、国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に一号を加える改正規定中「百四十二」を「百四十三」に改め、同条第二項に一号を加える改正規定中「百二十六」を「百二十七」に改める。

附則第五条のうち、地方公務員等共済組合法施行令第三十九条に一号を加える改正規定中「百十三」を「百十四」に改め、同令第四十三条第七項に一号を加える改正規定中「百九」を「百十」に改める。

附則第九条のうち、職員の退職管理に関する政令第二条に一号を加える改正規定中「九十二」を「九十三」に改め、同令第三十一条に一号を加える改正規定中「十八」を「十九」に改める。

附則第十条のうち行政執行法人の役員の退職管理に関する政令第十七条に一号を加える改正規定中「十八」を「十九」に改める。

附則第十二条のうち、国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定を改める改正規定中「百九十五」を「百九十六」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定を改める改正規定中「百四十二」を「百四十三」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　木原　稔